

TOTOハイリビング株式会社
次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～ 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、男性社員の育児休業取得率を 85%以上とする＜次世代法＞ ※26年度目標

＜対策＞

2025年4月～パパママ休暇の再周知

目標 2：計画期間内に、労働及び法定休日労働を月 30 時間未満とする＜女活法・次世代方＞

＜対策＞

2025年4月～ノー残業デーの推進

目標 3：2030 年度までに、組織のマネジメントを担う女性管理職の比率を 20%以上にする ＜女活法＞

＜対策＞

2025年4月～TOTO 主催の「女性管理職候補者研修」の活用